

令和6年度岐阜市社会福祉施設等光熱費高騰対策支援補助金申請Q&A

最終更新日 令和7年5月1日

No	質問	回答
1 対象事業		
1-1	どのような事業が対象となりますか。	社会福祉施設等への物価高騰に対する支援ですので、介護、高齢、障害の各施設、事業所の運営に必要な電気料金、ガス料金、ガソリン代、灯油代等の支援となります。
1-2	令和6年度の途中で新規開設した事業所は対象となりますか。	令和7年3月31日時点で事業所を有し、1人以上にサービスを提供している事業所が対象となります。
1-3	令和7年4月以降に新規開設している事業所は対象となりますか。	令和7年4月1日以降に新規開設した社会福祉施設等は対象となりません。
1-4	休止や廃止している事業所は対象となりますか。	令和7年3月31日又は申請日時点で休止又は廃止している事業所は対象となりません。
2 対象施設等		
2-1	すべての社会福祉施設等が補助の対象となりますか。	基本的に、市内のすべての社会施設等を対象としますが、一部、対象外となる場合があります（要綱参照）。
2-2	通所介護事業を運営していますが、通所介護相当サービスと基準緩和型デイサービスの指定も受けている場合、3事業所分の補助が受けられますか。	通所介護と通所介護相当サービスについては、介護予防等を一体的に実施する事業所として1事業所分の補助となります。基準緩和型デイサービスについては、別事業所としていますので、2事業所分の補助となります。
2-3	1つの事業所で、障がい福祉サービスと介護保険サービスを運営し、既に障がい福祉課に補助金を申請しています。介護保険サービス分についても補助金申請することはできますか。	1人以上の利用者にサービス提供されていれば両方申請可能です。

3 交付申請関係		
3-1	補助金の申請は、各サービス毎に申請するのですか。	法人でまとめて申請してください。ただし、「介護・高齢」と「障害」の区分でそれぞれ申請してください。
3-2	提出期限はありますか。	令和7年6月30日必着です。 期限を過ぎると受付できませんので、ご注意ください。
3-3	補助金の振込口座は、個人の金融機関口座にすることはできますか。	補助金の振込口座は、交付申請書を提出した法人名義のものとしてください。
3-4	申請額について、基準額をそのまま記入すればよいですか。	サービス区分毎の基準額に施設・サービス種別の数を乗じた額を上限とし、施設・サービス毎に算出した補助金額の合計を申請額としてください。 なお、令和6年5月1日以降に新規指定を受けた事業所については、指定月以降の月数分の補助金額となります。
3-5	同一の住所地において、サービスを複数実施している場合、補助対象経費の費用はどのように記入すればよいですか。	施設・サービス種別に分けて記入してください。
4 添付書類等		
4-1	領収書等の提出は必要ですか。	申請時に提出の必要はありませんが、申請内容に疑義が生じた場合に、市が領収書等の証拠書類の提出を求めた際は提出をお願いします。提出ができなかった場合は、補助金を返還していただくこととなります。
4-2	領収書等を紛失してしまったのですが、どうすればよいですか。	購入先から領収書等の再発行を依頼してください。
4-3	誓約書に「いいえ」にチェックを入れた場合、補助金は交付されますか。	誓約書は、すみやかに交付できるように提出書類を最小限にし、記載事項に間違い等がないことを確認するものですので、「いいえ」にチェックが入っている場合は、交付できないことがあります。

5 その他		
5-1	岐阜県高齢者施設等光熱費高騰対策支援金の給付を受けていますが、補助金の交付は受けられますか。	補助金の交付を受けることは可能です。
5-2	申請した補助金はいつ振り込まれますか。	申請から2か月後を目途に振り込まれる予定です。